

論点の検討

(一般信書便役務に関する料金規制の在り方について)

令和7年4月9日
郵便料金政策委員会
事務局

- 第9回委員会では、以下の論点のうち、「(2) **透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方 (算定基準等)**」について検討を行った。
- 本日は、以下の論点のうち、「(3) **その他必要と考えられる事項 (一般信書便役務に関する料金規制)**」について検討を行う。

1 論点

(1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方

- ① 郵便事業における収支相償について
- ② 料金に係る規制等について

(2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方

- ① **算定基準等**について

(3) その他必要と考えられる事項

- ① **一般信書便役務に関する料金規制**について

2 これまでの実施状況等



第9回委員会で検討した論点に対する主な意見等

＜「論点（2）透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方（算定基準等）」に対する意見＞

【全体】

- ・ 事務局の示した方向性に賛成。ただし、今後、郵便事業の特性等を踏まえた検討が必要。

【（i）算定基準等の検討の方向性について】

- ・ 25g以下の定形郵便物の上限料金について、郵便事業全体の総括原価の数値を使って計算することであるが、25g以下の定形郵便物の料金は、総括原価による全体の平均料金よりも安く設定するものと思う。そのため、総務省あるいは審議会において、25g以下の定形郵便物に関して、全体の平均料金よりもどの程度安くして設定すべきかというルール作りの検討が必要。

【（ii）適正な原価について】

＜検討の方向性＞

- ・ 現状の郵便事業収支の計算方法に基づき、様々な要素を加味して考えるという点に賛成。

＜荷物事業等との費用配賦＞

- ・ コストドライバーに関して、比較的大きな荷物と薄い封書や葉書を体積比で按分すると大きな差が出る。この点、荷物の按分割合を増やすというのも一つの説明ではあるが、説得力のある比率を算出する観点からより慎重な検討が必要と感じる。
- ・ 算定基準、按分方法に関しては、透明性が重要。監査も含めて、より適切な配賦の基になるファクターがないかといった点について確認していくことが大事。

＜原価の考え方（人件費や物価の上昇等の反映等）＞

- ・ 人件費について、一定期間の上昇も含めて適切に反映するということは合理的だと思うが、一方で、労働集約型の民間企業でもDX等により業態の変革が進む中で、そのまま人件費の上昇だけを見ていくという考えが適切なのかという視点での議論は必要。

第9回委員会で検討した論点に対する主な意見等

＜経営効率化の反映＞

- 郵便事業はヤードスティックをするための競合他社がないという特殊性があるところ、完全には比較できないが、小さな荷物や書類を運んでいる他の民間事業者のコスト構造や賃金構造について調査の上、比較対象として参考にしてはどうか。
- 効率化を何らかの形で入れることには賛成だが、郵便事業の場合は人件費率が高く、過度な効率化のために必要なコストを無理に削減するということによって、最低限必要な基準を満たさなくなるリスクがあることには留意が必要。
- 「自社の過去水準と同等の水準までの効率化」について、一つの選択肢としてはあり得るが、賃金や委託料の値上げについては、過去の水準を過年度に遡って遡及修正するといった工夫をしないと値上げ抑制の効果が効き過ぎてしまうため、配慮が必要。
- 「中長期の経済財政に関する試算」における全要素生産性（TFP）の上昇率を参考にするという考え方について、日本経済全体における試算であり、技術進歩の影響を受けて伸び代が大きい産業とそうでない産業をまとめて算定したTFPの上昇率を参考にするのは難しいのではないか。
- 通常、この手の規制については、現状の技術を固定化しがちであるが、機械化やAIの活用等により、通常のコスト削減でないような、効率化やサービスの質の向上も含めて見られる形が本来は望ましいと思う。

【（iii）適正な利潤について】

- 事務局から提示されたものをベースに検討することに違和感はない。なお、今後の成長や労働力が減っていく中での対応を考えると、設備投資や研究開発等に関しては、他の民間企業の例も見ながら、しっかりと利潤として位置づけることは重要。
- 何が適正なのかを決めるのは難しい。電気や鉄道と異なり、郵便は人が物を運ぶことが一番大きい費用であり、山間地や離島、天候に大きく左右される場所等地域間で条件に差がある。基準は必要であるため、電気や鉄道をベースに考えることもあり得るが、郵便事業の特性を踏まえ、それだけではない方法を取り入れられないか。
- 電気や鉄道とは異なり、日本郵便は独占企業であり、電力、鉄道等の今までの基本的な事業報酬の算定ルールでは算定できないようなファクターが入ってきているということは、今後の検討要素としては非常に大きな点。
- レートベース方式を前提にした場合、郵便事業が労働集約的な事業であることを考えると、何を対象資産と考えていくかについては、少し工夫が必要かと思う。改めて、電力、鉄道等を参考にしつつも、事業の特殊性を踏まえて検討していくことが大事。

第9回委員会で検討した論点に対する主な意見等

【(iii) 適正な利潤について】(続き)

- 日本郵便の株式は法律に基づいて日本郵政が全て持つことになっている中、資本コストや自己資本と他人資本のバランス等をどのように考えるのが適正かについては説明が難しく、もう少し外から見える形でその是非を検討できる機会や情報があるとよい。
- 郵便事業においても郵便局への投資等の観点から資本の厚みは一定程度必要と考えられる。そのため、日本郵政が100%株式を持っていること等を踏まえて、自己資本報酬を極端に否定することはよくないし、自らの財源として一定の利益の計上が必要と思う。
- 公正報酬率規制、レートベース規制というのは、実際の資本や資産等の数値を基に総括原価を作るという思想ではなく、一定の仮定に基づいて算定を行うものである。何らかの形で投資、技術革新等の資金調達ができるような資本コストをきちんと与える必要があるというのは基本的な考え方であり、検討の必要があるが、その検討はとても難しい議論になる。

【(iv) 将来の需要予測について】

- 需要予測は重要。例えば今年の元旦の年賀状については、当初の予想を超えて3割以上枚数が減った。大幅に予想と実態が乖離する場合に、どの程度タイムリーに更新を反映していくか。また、予想について、幅を持たせた上で、ある程度保守的に考えていくことも考えられる。いずれにしても、どういった精度で需要予測を見ていくのかは議論の余地がある。

【(v) 今後の算定基準等の検討の進め方について】

- 郵便における供給体制の適切性は鉄道や電気とは異なっており、相当難しい問題。今後、具体的な議論がされるにしても、通常の審議会とは異なる体制でやっていかないと適切性の判断はできないのではないかと感じた。



第9回委員会を踏まえた方向性（案）

<論点（2）透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方（算定基準等）>

【（i）算定基準等の検討の方向性について】

- 25g以下の定形郵便物の上限料金の算定基準等は、現在の郵便料金の設定と同様に**総括原価主義とすることが望ましい**。（※1）
（※1）25g以下の定形郵便物の上限料金についてはできるだけ低く抑えることが必要であり、他の郵便物に比してより低廉にするという点について、算定基準等に明記することも含めて検討を行うことが望ましい。

【（ii）適正な原価について】

<検討の方向性>

- 基本的には現行制度における**郵便事業収支等の計算方法をベース**に原価算定の方法を検討することが望ましい。

<荷物事業等との費用配賦>

- 算定基準等の費用配賦の考え方について、現行の郵便事業収支等の費用配賦をベースに検討を行う場合であっても、**算定基準等に反映する上で、見直すべき点がないかについては、改めて検討を行うことが適当**。また、その際、**郵便事業や荷物事業の実態等も踏まえた上でコストドライバーの妥当性等の検討を行い、透明性や説得力のある基準とすることが望ましい**。

<原価の考え方（人件費や物価の上昇等の反映等）>

- 原価の算定に当たっては、**合理的に説明が可能な範囲内で人件費や物価の上昇等を適切に反映させる**ことが望ましい。
- 原価の算定期間については、**将来にわたる一定の幅を持った期間とすることが望ましい**。
- 人件費や物価の上昇を適切に原価に反映する手法については、**他の公共料金制度の例や、郵便事業の実態等を精緻に分析した上で、公的な統計データの活用の可能性やDXによる影響等も含めて検討を行う必要がある**。

<経営効率化の反映>

- 原価の算定に当たっては、効率化を促すことにより不必要な値上げを抑制することが必要であり、**算定基準等において一定の効率化を促す仕組みを組み込む**ことが望ましい。なお、その際、他の公共料金や他の民間事業者の例等も参考にしつつ、**郵便事業の実態や特殊性、技術進歩等を踏まえ、その実行性も加味した上で検討を行う**ことが望ましい。

第9回委員会を踏まえた方向性（案）

【(iii) 適正な利潤について】

- 上限料金の算定を行うに当たっては、「適正な原価」に加えて「適正な利潤」（事業報酬）を基に算定を行うことが妥当。
 - 「適正な利潤」の算定については、鉄道や電気と同様に事業運営のために必要な資金調達に係るコストを賄うという趣旨の下、「レートベース方式」による算定を基本として検討することが望ましく、その具体的な算定方法の検討に当たっては、郵便事業の実態や特殊性（※1）、設備投資や研究開発の必要性等も踏まえ、その実行性も加味した上で検討を行う必要がある。
- （※1）郵便事業が労働集約的である点や、日本郵便の株式の保有について日本郵政に法律上の義務がある点等。
- 「適正な利潤」の算定期間について、原価の算定期間に合わせることは基本ではあるが、郵便事業の実態等を踏まえた上で、原価のうちの「減価償却費」と合わせて算定期間に何らかの配慮を行う必要があるかについて検討を行うことが望ましい。
 - 郵便事業については、継続的な郵便物数の減少等により、引き続き収支の見通しが厳しい状況であり、過剰な利益を計上し、利用者に転嫁しているとの誤解を受けないよう、適正な利潤の算定の方法については、算定基準等において明確にした上で、一般に公開するとともに、実際の算定の過程についても一定程度示していくことが望ましい。

【(iv) 将来の需要予測について】

- 特に令和6年10月の料金改定の影響について精緻に分析を行うことも含め、需要予測の精度の向上を図った上で、算定基準等において、将来の需要予測の考え方等についても反映する方向で検討することが望ましい。

【(v) 今後の算定基準等の検討の進め方について】

- 本委員会においては、まずは算定基準等を検討するに当たっての大きな方向性を示すという観点から、必要となる論点や留意点等について取りまとめることとする。
- その上で、取りまとめた論点等を踏まえ、今後、総務省において、専門家等の参画を得ながら、具体的な算定基準等の検討の場を設けて議論を行うことが適当。

論点 (3) 一般信書便役務に関する料金規制の在り方について

本日の検討事項

- **一般信書便役務に関する料金規制の見直し**について、その**必要性を検討し、必要性があるのであれば、規制の方向性**について検討を行う。

第6回委員会で示した論点 (案)

- 委員からは、**一般信書便事業者に上限料金規制を課すことについては検討の余地がある**等の意見があった。
- そのため、検討項目(1)「郵便料金に係る制度の在り方」の方向性、日本郵便と同額の上限料金により赤字での新規参入が強要され得ること、新規参入事業者に対する上限料金規制の要否等を踏まえ、**一般信書便役務に関する料金規制の見直しについて、検討を行う必要**があるのではないか。

※民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(抄)

(料金)

第十六条 一般信書便事業者は、総務省令で定めるところにより、一般信書便役務に関する料金(一般信書便役務に係る信書便物の送達の料金以外の料金のうち総務省令で定める料金を除く。第二十七条第二号において同じ。)を定め、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の料金は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の事業所においてその引受けを行う信書便物であって、その送達に際し当該一般信書便事業者の区分事業所(主として信書便物の区分を行う事業所をいう。)間の運送を要しない信書便物に係る料金を除く。)
- 二 大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が二十五グラム以下のものに係る料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。
- 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 四 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

※民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則(平成15年総務省令第27号)(抄)

(大きさ及び形状の基準に適合する二十五グラム以下の信書便物の料金上限の額)

第二十三条 法第十六条第二項第二号の総務省令で定める額は、百十円とする。

【委員からの主な意見等】

＜「論点（３）一般信書便役務に関する料金規制の在り方」に対する意見＞

- 一般信書便事業者に上限料金規制を課すことについては検討の余地があるのではないか。
- なぜ非対称規制にして、新規参入事業者には上限規制をかけないということではいけないのか。
- 日本郵便と同額の上限規制では、赤字での参入を新規事業者に強要することになっていないか。
- 「利用者の選択の機会の拡大」という法目的に鑑みると、今の制度を前提として議論するのは無理があるのではないか。また、一般信書便事業者について今まで参入実績がないが、参入条件について見直す機会ではあるのではないか。
- 郵便料金の上限が一般信書便事業者の料金の上限とリンクして現状運用されているが、今回の郵便料金の上限の制度について、現状想定されているのは、日本郵便のコストに基づいて上限を決める制度になっており、そのまま一般信書便事業者に援用するのは問題。日本郵便と切り離れた形で議論することを前提に考えるべき。
- 日本郵便の発意に基づいて料金を算定する場合、現状の運用では、25g以下の定形郵便物の上限料金は、一般信書便事業に影響を及ぼすことになり、これは日本郵便の発意で、競争相手の上限料金まで決めてしまうこととなるので、競争政策上、問題があるのではないか。申請に基づき、総務省でしっかり審査した上で上限料金を決める必要があるのではないか。

【見直しの必要性】

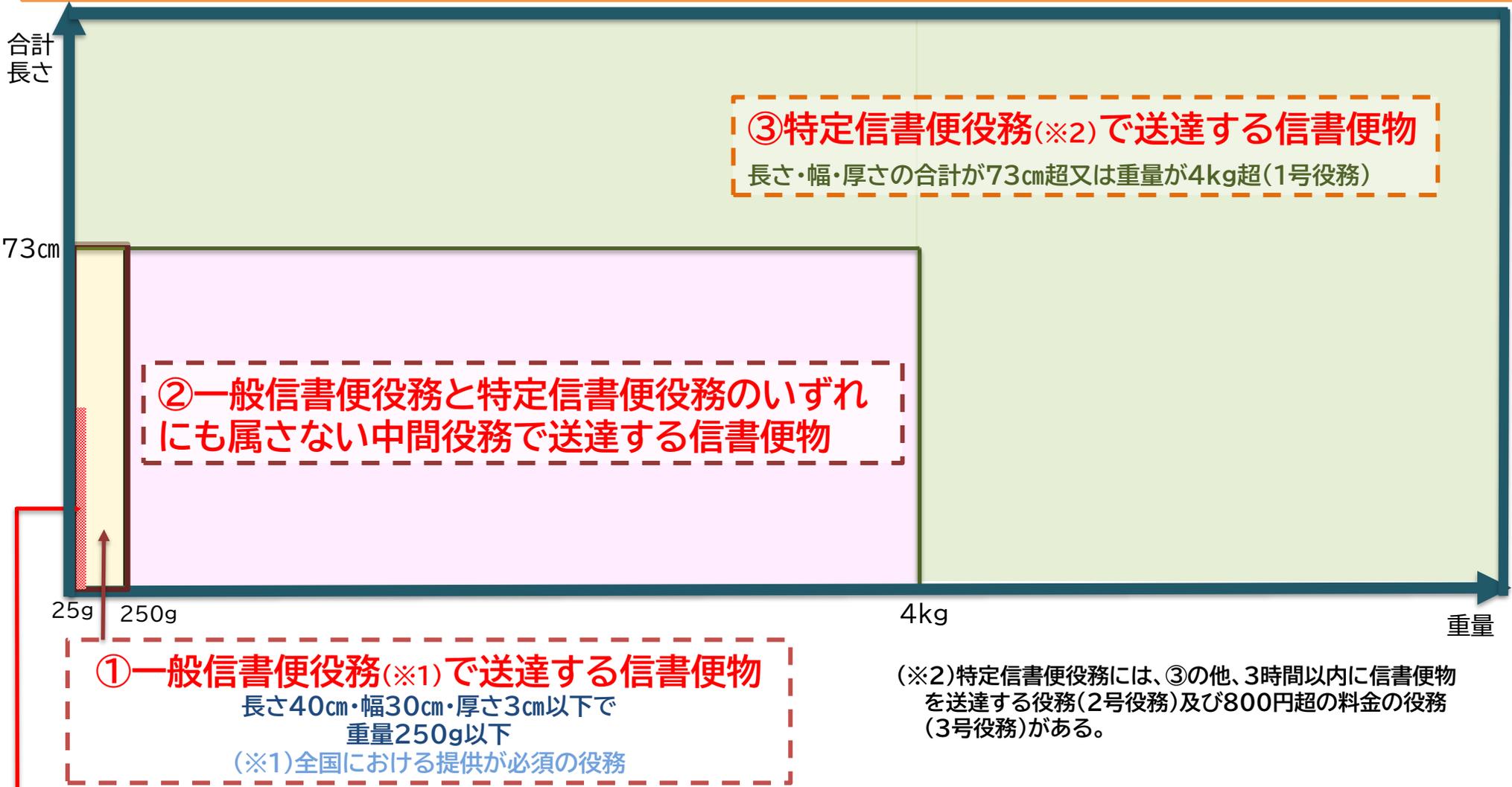
- 現行制度では、一般信書便事業は、その提供する役務の範囲が定められていないことから、クリームスキミング的参入が行われないう、一般信書便事業者に対し、全国の区域において、全国均一料金により一般信書便役務（※1）を提供することが必須となっている。
(※1)表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ14cmから23.5cmまで、幅9cmから12cmまでのものであって、厚さが最も厚い部分において1cmを超えないものであること。
- そのため、全国で送達を行うことが求められる一般信書便役務に関する料金は原則、事前届出制となっており、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物については、総務省令で料金の上限額を設定することとしている（※2）。
(※2) 25g以下の定型郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物については、25g以下の信書の利用の割合が高く、特に必需性が高い反面、採算性が低い。
そこで、一般個人が利用しやすいなるべく安い料金で提供されることを確保するため、1通当たりの料金の額が総務省令で定める上限額を超えないものとしている。
- 具体的には、個人が利用しやすく、なるべく安い料金で提供されることを確保するため、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して、25g以下の定形郵便物の料金と同額を上限額としている（上限額については、定性的な規定にとどまっており、またその具体的な算定の考え方も明確化されていない。）。
- 本委員会では、現在、日本郵便に対する25g以下の定形郵便物の上限料金の規制について、総括原価主義に基づき、日本郵便がより主体的・機動的に上限料金を設定できる制度へ見直すことについて議論が行われているところであり、一般信書便事業者についても、上限料金の規制の在り方について見直しが必要ではないか。

| 種別 | | 一般信書便役務に関する料金 | 郵便料金(第一種郵便物) |
|------------|-------|---|---|
| 届出・認可の別 | | 届出制 | 届出制 |
| 料金が適合すべき条件 | 料金の上限 | <ul style="list-style-type: none"> ・大きさ及び形状が総務省令で定める基準に適合する信書便物であって、その重量が25g以下のもの(※1)に係る料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※2)を超えないものであること <p>※1 25g以下の定形郵便物と同様のもの ※2 110円</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・25g以下の定形郵便物(※1)の料金の額が、 軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額(※2)を超えないものであること |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・配達地により異なる額が定められていないこと(一般信書便事業者の一の事業所においてその引受け及び配達を行う信書便物に係る料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと | <ul style="list-style-type: none"> ・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受を行うもので区分営業所間の郵送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと |

【規制の在り方について】

- 一般信書便事業者は、信書の送達に当たっては新規参入事業者であり、一般論として、新規参入事業者には上限料金の規制ではなく、公正な競争を通じて低廉な料金を実現することが求められる。
 - 他方で、一般信書便事業は、その提供する役務の範囲に制限が設けられていないことから、採算性の低い25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金について、実質的な役務提供の回避につながる料金を設定することにより、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じないようにする必要があるのではないか。
 - この点について、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物について、日本郵便と同様に一般信書便事業者についても総括原価主義に基づき、より主体的・機動的に対応可能な制度へ見直した場合、事業者間のコスト構造の違いから、日本郵便と一般信書便事業者の間で上限額が異なるおそれがあり、結果として、ユニバーサルサービスの提供に支障が生じることを許容することにならないか。
- ⇒ 上記を踏まえ、25g以下の定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物について、現行の上限料金の規制の考え方を見直す場合であっても、一般信書便事業者がユニバーサルサービスの提供に支障を及ぼす料金を設定しないよう、引き続き、一定の規律を設ける必要があると考えるが、どうか。

- ✓ 一般信書便事業者は、①一般信書便役務を必要的に提供するほか、②一般信書便役務と特定信書便役務のいずれにも属さない中間役務、③特定信書便役務を任意に提供することが可能。



上限料金の規制の対象となる25g以下の信書便物

長さ14~23.5cm、幅9~12cm、厚さ1cm未満

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

一般信書便事業 ……全国全面参入型(許可制)

手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス

全国を業務区域として、なるべく安い料金で、あまねく公平に利用できるよう、次の参入要件を満たすことが必要。

- (1) 全国均一料金(その送達に際し区分事業所間の運送を要しないものを除く)
- (2) 25g以下の信書便物の料金は、省令で定める上限(110円)以下
- (3) 随時・簡易な差出方法として信書便差出箱の設置(市町村等の人口に応じ、全国に、満遍なく設置)
- (4) 週5日以上での配達



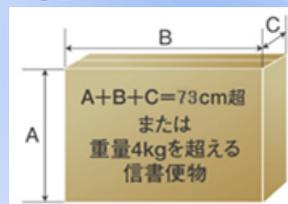
特定信書便事業 ……特定サービス型(許可制)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

例: 電報類似サービス

令和6年度（～2025.3）

令和7年度（2025.4～）

郵便料金政策委員会

郵政政策部会

4/9
(第10回)

論点検討
・(3)一般信書便役務に関する料金規制

一連の論点の議論を踏まえ、
「報告書」(案)について議論

・委員会から報告
・答申案取りまとめ

パブコメ

夏頃

▲
答申

